

## 変更の事由及び時期等を記載した書類

事 項	記 入 欄	備 考
フリガナ設置者	ヨリツガ イナガキジシツ アキタケンリツダイガク 公立大学法人 秋田県立大学	
フリガナ大学の名称	アキタケンリツダイガク 秋田県立大学 (Akita Prefectural University)	
大学本部の位置	秋田県秋田市下新城野字街道端西241番438	
変更の内容	平成30年度入学者から機械知能システム学科及び電子情報システム学科の学生募集を停止して、新たに機械工学科、知能メカトロニクス学科及び情報工学科の設置を予定しているため、学則で規定の学科名、入学定員、収容定員及び教職課程の免許教科について所要の改正を行う。	
変更の事由	<p>システム科学技術学部は、「次代の”ものづくり”を担う有為な人材を育成する」ことを教育理念とし、平成11年4月に設置し、18年が経過している。システム思考を全国に先駆けて大学教育に反映させた教育の成果は、国内外の工業技術者として有為な人材の輩出と、その後の活躍という形で確実に顕れている。</p> <p>学科再編に至った事由は、近年の我が国における、①特に工業分野を中心とする産業構造の大きな変化（例えば、安価で高品質な製品の大量生産から高い付加価値がある製品の少量特注生産など）の問題や、②産業界の急速な技術発展（エネルギーや交通など社会インフラの高性能化、社会全般へのロボットの普及、ネットワーク化とサイバー空間利用の飛躍的発展、ビッグデータ活用による利便性の向上など）、③少子高齢化に伴う若者（労働者）人口の急速な減少問題への対応・対策が必要であり、これらの社会の変化に対応した教育カリキュラムの変更など教育課程の見直しが課題となっている。また、秋田県においても、「航空機、自動車、新エネルギー、医療福祉、情報関連」を成長分野と位地付けた、「あきた未来総合戦略」が策定（H27.10）されている。本学は、建学の理念として「秋田県の持続的発展に貢献する」ことを掲げ、さらに本学部は、「研究開発による地域貢献」と「能力ある技術者養成による地域貢献」を理念として掲げている。したがって、秋田県の将来ビジョンに呼応し、それを大学として、さらには学部として、これを支える方策を立案し、実行に移すことは重要な使命である。</p> <p>このような状況から、機械知能システム学科及び電子情報システム学科の募集を停止し、新たに機械工学科、知能メカトロニクス学科、情報工学科の3学科に再編し、機械工学科では地球資源・エネルギーの有効利用による、人と環境に優しい高度機械システムに関する教育と研究を行い、「エネルギーや交通など社会インフラの高性能化」など社会基盤を支える機械システムに強い人材、産業構造の変化や産業界の急速な技術発展に対応できる人材、あきた未来総合戦略に位置付けた成長分野（航空機、自動車、新エネルギー）における地域産業振興につながる人材を育成しようとするものであり、時代の要請にダイレクトに対応する技術者を輩出する。なお、システム科学技術学部の学科再編は学部の入学生定員は変更せず、現行4学科を5学科に再編する。</p>	
変更の時期	平成30年4月1日	

別記様式第2号（その1の1）

基本計画書

基本計画

事項	記入欄							備考	
計画の区分	学部の学科の設置								
フリガナ設置者	コリツダ イガ ケイジツ アキタケンリツダ イガク 公立大学法人 秋田県立大学								
フリガナ大学の名称	アキタケンリツダイガク 秋田県立大学 (Akita Prefectural University)								
大学本部の位置	秋田県秋田市下新城野字街道端西241番438								
大学の目的	真理探究の精神と、未来を切り拓く幅広い視野・柔軟な発想や豊かな創造力を兼ね備えた人材を育成すると同時に、先端的な科学の研究及び技術の開発を行うことにより、地域産業の高度化を通じた秋田県の産業振興に寄与するとともに、県民に対して生涯にわたる高度な教育機会を提供することにより、秋田県の持続的発展に大きく貢献すること。								
新設学部等の目的	機械工学科は、機械工学に関する基礎知識と応用力を備え、人間-機械-環境を融合し、他分野も見据えたシステム思考ができ、ものづくりの現場の状況と条件を的確に把握し、それらに対応できる能力を養成する。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	システム科学技術学部 【Faculty of Systems Science and Technology】	年	人	年次人	人		年 月 第 年次	秋田県由利本荘市土谷 字海老ノ口84-4	
	機械工学科 【Department of Mechanical Engineering】	4	60	-	240	学士（工学）	平成30年度 第1年次		
計		60	-	240					
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	システム科学技術学部 機械知能システム学科（廃止）（△80） 電子情報システム学科（廃止）（△80） ※平成30年4月学生募集停止  知能メカトロニクス学科（ 60） 情報工学科（ 40）								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
	機械工学科	97科目	18科目	7科目	122科目	124			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計		助手
	新設	システム科学技術学部	7	6	-	8	21	-	47
		機械工学科	(7)	(6)	(-)	(8)	(21)	(-)	(47)
		知能メカトロニクス学科	4	10	3	4	21	-	50
分	情報工学科	(7)	(10)	(-)	(4)	(21)	(-)	(50)	
	計	4	6	-	5	15	-	56	
		(4)	(6)	(-)	(5)	(15)	(-)	(56)	
		15	22	3	17	57	-	-	
		(18)	(22)	(-)	(17)	(57)	(-)	(-)	

教 員 組 織 の 概 要	既 設	システム科学技術学部 建築環境システム学科	7 (7)	4 (4)	— (—)	4 (4)	15 (15)	— (—)	61 (61)	
		経営システム工学科	5 (5)	7 (7)	— (—)	2 (2)	14 (14)	— (—)	54 (54)	
		生物資源科学部 応用生物科学科	10 (10)	9 (9)	— (—)	5 (5)	24 (24)	— (—)	52 (52)	
		生物生産科学科	10 (10)	7 (7)	— (—)	7 (7)	24 (24)	— (—)	51 (51)	
		生物環境科学科	6 (6)	9 (9)	— (—)	5 (5)	20 (20)	— (—)	55 (55)	
		アグリビジネス学科	4 (4)	11 (11)	— (—)	3 (3)	18 (18)	— (—)	55 (55)	
		フィールド教育研究センター	1 (1)	3 (3)	— (—)	— (—)	4 (4)	— (—)	— (—)	
		総合科学教育研究センター	8 (8)	5 (5)	— (—)	2 (2)	15 (15)	— (—)	— (—)	
		木材高度加工研究所	6 (6)	7 (7)	— (—)	— (—)	13 (13)	— (—)	— (—)	
	計	57 (57)	62 (62)	— (—)	28 (28)	147 (147)	— (—)	— (—)		
合 計	72 (75)	84 (84)	3 (—)	45 (45)	204 (204)	— (—)	— (—)			
教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計			
	事 務 職 員		68 人 (68)		158 人 (158)		226 人 (226)			
	技 術 職 員		9 (9)		0 (0)		9 (9)			
	図 書 館 専 門 職 員		2 (2)		0 (0)		2 (2)			
	そ の 他 の 職 員		0 (0)		25 (25)		25 (25)			
	計		79 (79)		183 (183)		262 (262)			
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計	
	校 舎 敷 地		372,064 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		372,064 m <sup>2</sup>	
	運 動 場 用 地		300,119 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		300,119 m <sup>2</sup>	
	小 計		672,183 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		672,183 m <sup>2</sup>	
	そ の 他		2,146,572 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		2,146,572 m <sup>2</sup>	
	合 計		2,818,755 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		0 m <sup>2</sup>		2,818,755 m <sup>2</sup>	
校 舎		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計		
		92,279 m <sup>2</sup> ( 92,279 m <sup>2</sup> )		0 m <sup>2</sup> ( 0 m <sup>2</sup> )		0 m <sup>2</sup> ( 0 m <sup>2</sup> )		92,279 m <sup>2</sup> ( 92,279 m <sup>2</sup> )		
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体				
	32 室	17 室	224 室	9 室 (補助職員 2人)	2 室 (補助職員 2人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数					
		機械工学科			13 室					



既設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	秋田県立大学大学院							平成28年度より 学生募集停止	
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度		所 在 地
	システム科学技術研究科 (博士前期課程)	年	人	年次 人	人		倍			秋田県由利本荘市 土谷字海老ノ口84 番4
	機械知能システム学専攻	2	17	—	34	修士(工学)	1.50	平成14年度		
	電子情報システム学専攻	2	17	—	34	修士(工学)	0.76	平成14年度		
	建築環境システム学専攻	2	6	—	12	修士(工学)	2.00	平成14年度		
	経営システム工学専攻	2	5	—	10	修士(工学)	0.60	平成14年度		
	共同ライフサイクル デザイン工学専攻	—	—	—	—	修士(工学)	—	平成24年度		
	共同ライフサイクル デザイン工学専攻	2	5	—	10	修士(工学)	1.20	平成28年度		
	博士前期課程計 (博士後期課程)						1.19			
総合システム科学専攻	3	8	—	24	博士(工学)	0.46	平成14年度			
博士後期課程計						0.46				
生物資源科学研究科 (博士前期課程)								秋田県秋田市下新 城中野字街道端西 241番438		
生物資源科学専攻	2	28	—	56	修士(生物資 源科学)	0.80	平成23年度			
博士前期課程計 (博士後期課程)						0.80				
生物資源科学専攻	3	5	—	15	博士(生物資 源科学)	0.33	平成23年度			
博士後期課程計						0.33				
附属施設の概要	名称：木材高度加工研究所 目的：秋田県の木材産業を資源依存型から技術立地型に転換するための基盤の確立 所在地：秋田県能代市宇海詠坂11番1 設置年月：平成11年4月 規模等：土地：63,533㎡、建物：8,110㎡									
(注) 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。こと。 3 私立の大学又は高等専門学校の場合、収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。 6 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。										

公立大学法人秋田県立大学 設置認可等に関わる組織の移行表

平成29年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	平成30年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
<b>秋田県立大学</b>				<b>秋田県立大学</b>				
システム科学技術学部				システム科学技術学部				
機械知能システム学科	80	—	320	0	—	0	平成30年4月 学生募集停止	
電子情報システム学科	80	—	320	0	—	0		
建築環境システム学科	40	—	160	40	—	160	学科の設置 (学則変更届)	
経営システム工学科	40	—	160	40	—	160		
				機械工学科	60	—		240
				知能メカトロニクス学科	60	—	240	
				情報工学科	40	—	160	
生物資源科学部				生物資源科学部				
応用生物科学科	40	—	160	40	—	160		
生物生産科学科	40	—	160	40	—	160		
生物環境科学科	30	—	120	30	—	120		
アグリビジネス学科	40	—	160	40	—	160		
計	390		1560	計	390		1560	
<b>秋田県立大学大学院</b>				<b>秋田県立大学大学院</b>				
システム科学技術研究科				システム科学技術研究科				
総合システム科学専攻(D)	8		24	8		24		
機械知能システム学専攻(M)	17		34	17		34		
電子情報システム学専攻(M)	17		34	17		34		
建築環境システム学専攻(M)	6		12	6		12		
経営システム工学専攻(M)	5		10	5		10		
共同ライフサイクルデザイン工学専攻(M)	5		10	5		10		
生物資源科学研究科				生物資源科学研究科				
生物資源科学専攻(D)	5		15	5		15		
生物資源科学専攻(M)	28		56	28		56		
計	91		195	計	91		195	

教 育 課 程 等 の 概 要

(システム科学技術学部機械工学科)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
人文社会科学科目	文学・文化学A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	文学・文化学B	1・2・3・4後		2		○									兼1
	文学・文化学C	1・2・3・4後		2		○									兼1
	哲学・倫理学A	1・2・3・4		2		○									兼1 隔年開講
	哲学・倫理学B	1・2・3・4		2		○									兼1 隔年開講
	哲学・倫理学C	1・2・3・4		2		○									兼1 隔年開講
	心理学A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	心理学B	1・2・3・4後		2		○									兼1 隔年開講
	心理学C	1・2・3・4後		2		○									兼1 隔年開講
	社会学A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	社会学B	1・2・3・4前		2		○									兼1
	社会学C	1・2・3・4後		2		○									兼1
	経済学A	1・2・3・4前		2		○									兼1
	総合科目A 人間と環境	2・3・4前		2		○									兼8 オムニバス
	総合科目B 生活と情報	2・3・4後		2		○									兼8 オムニバス
	日本国憲法	1・2・3・4前		2		○									兼1
	現代の働く環境	1・2・3・4前		2		○									兼1
	コミュニケーション入門	1・2・3・4後		2		○									兼1
	あきた地域学	1前	2			○									兼9 共同
小計(19科目)	—	—	2	36	0	—	—	—	0	2	0	0	0	0	兼20
外国語科目	CALL I	1前	2				○								兼1
	CALL II	1後	2				○								兼1
	科学英語	1後		2		○									兼1
	科学英語基礎	1後		2		○									兼1
	教養英語 I	2前		2		○									兼1
	英語プレゼンテーション I	2前		2		○									兼1
	異文化コミュニケーション I	2前		2		○									兼1
	実践英語 I	2前		2		○									兼1
	教養英語 II	2後		2		○									兼1
	英語プレゼンテーション II	2後		2		○									兼1
	異文化コミュニケーション II	2後		2		○									兼1
	実践英語 II	2後		2		○									兼1
	教養英語 III	3前		2		○									兼1
	グローバルシナシップA	3前		2		○									兼1
	グローバルシナシップB	3前		2		○									兼1
	グローバルシナシップC	3前		2		○									兼1
	グローバルシナシップD	3前		2		○									兼1
	教養英語IV	3後		2		○									兼1
	小計(18科目)	—	4	32	0	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0
科目保健体育	体育実技 I	1前		1			○								兼1
	体育実技 II	2前		1			○								兼1
	保健体育	1・2後		2		○									兼1
	小計(3科目)	—	0	4	0	—	—	—	0	0	0	0	0	0	兼1
システム科学技術基幹科目	創造科学の基礎(機械)	1前	2			○			7	1					オムニバス
	科学技術史	1前	2			○									兼2 オムニバス
	環境科学	1後	2			○									兼2 オムニバス
	ベンチャービジネス論	2・3・4前		2		○									兼2 オムニバス
	システム科学入門(機械・知能)	1前	2			○				1					兼4 オムニバス
	システム科学応用(機械)	1後		2		○			1						
	システム科学演習(機械)	2前		2			○		1	1					オムニバス・共同(一部)
	システム科学技術概論	2前		2		○			2	1					兼10 オムニバス
	あきた地域学アドバンス	2・3・4前		2			○			2					兼8 共同
小計(9科目)	—	8	10	0	—	—	—	7	3	0	0	0	0	兼21	

# 教 育 課 程 等 の 概 要

(システム科学技術学部機械工学科)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
共通基礎科目	情報リテラシー(機械・知能)	1前	2				○			1		1		兼2	オムニバス
	解析学Ⅰa	1前		2		○				1				兼1	
	解析学Ⅰb	1後		2		○									
	解析学Ⅱ	1後	2			○				1					
	線形代数学	1前	2			○			1						
	確率・統計学	1前		2		○				1					
	工業数学(機械)	2前	2			○			1						
	基礎物理学	1前			2	○				1					
	物理学Ⅰ(機械)	1後	2			○				1					
	物理学Ⅱ(機械)	1後		2		○				1					
	物理学実験	2前	2					○		1		5		共同	
	化学Ⅰ	1前		2		○								兼1	
	化学Ⅱ	1後		2		○								兼2	オムニバス
	生物学	2前		2		○								兼3	集中・オムニバス
	職業指導(工業)	2前			2	○								兼1	集中
小計(15科目)		—	12	14	4		—		4	3	0	6	0	兼9	
専門科目	機械工学実習	1後	2					○	1			5			オムニバス・共同(一部)
	設計製図Ⅰ	2後	2				○			1				※講義	
	設計製図Ⅱ	3前	2				○			1				※講義	
	機械工学実験	3前	2					○	1			6			オムニバス・共同(一部)
	機械工学プロジェクト	3後	2				○		7	6				共同	
	材料力学Ⅰ	2前	2			○			1						
	材料力学Ⅱ	2後		2		○			1						
	材料力学Ⅲ	3前		2		○			1						
	熱力学Ⅰ	2前	2			○			1						
	熱力学Ⅱ	2後		2		○			1						
	伝熱工学	3前		2		○				1					
	流体力学Ⅰ	2後	2			○				1					
	流体力学Ⅱ	3前		2		○				1					
	機械力学Ⅰ	2後	2			○				1					
	機械力学Ⅱ	3前		2		○				1					
	機械材料学	1前		2		○			1						
	知能機械製作学	1後		2		○				1					
	加工工学	2後		2		○				1					
	知能材料学	2後		2		○			1						
	破壊力学	3前		2		○			1						
	計算力学	3前		2		○			1						
	数値シミュレーション法	2後		2		○				1					
	機械設計工学(機械)	2後		2		○			1						
	CAD/CAM	3後		2		○				1					
	制御工学	2後		2		○								兼1	
	計測工学(機械)	3前		2		○								兼1	
	機構学	3後		2		○			1						
	エネルギーシステム工学	3後		2		○			1	2					オムニバス
	輸送機械工学	3後		2		○			1	1					オムニバス
	生産システム工学	3後		2		○				1					
	機械工学特別講義	3後		2		○			1						
	プログラミング基礎	1後		2			○			1		1			オムニバス
	一般力学	2前		2		○				1					
物理学Ⅲ	2前		2		○			1							
数学および物理学演習	2前		2			○		3	1					オムニバス	
応用数学Ⅰ	2後		2		○			1							
応用数学Ⅱ	2後		2		○				1						
応用数学演習	3前		1			○		1	1					オムニバス	
工学英語	3前		2		○			1			1			共同	



## 教 育 課 程 等 の 概 要

(システム科学技術学部機械工学科)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
	機械工学演習Ⅰ	3前	1				○		3	4					オムニバス オムニバス
	機械工学演習Ⅱ	3後	1				○		2	3					
	セミナー	4前	2				○		7	6					
	卒業研究	4通	8				○		7	6					
	インターシップ <sup>°</sup> A	2前			2			○							兼1 集中
	インターシップ <sup>°</sup> B	3前			2			○							兼1 集中
	小計 (45科目)	—	32	57	4				7	6	0	7	0	兼3	
教職に関する科目	教師論	1前			2	○									兼1
	教育原理	1前			2	○									兼1
	教育心理学	1前			2	○									兼1
	教育制度論	1前			2	○									兼1 集中
	教育課程論(特別活動含む)	2前			2	○									兼2 集中
	工業教育法Ⅰ	2前			2	○									兼1 集中
	工業教育法Ⅱ	2後			2	○									兼1 集中
	教育方法論	1後			2	○									兼1 集中
	生徒・進路指導論	2後			2	○									兼1
	教育相談	2後			2	○									兼1 集中
	教育実習	4通			2			○							兼1 集中
	教育実習事前事後指導	4通			1			○							兼1 集中
	教職実践演習	4後			2		○								兼1
	小計 (13科目)	—	0	0	25				0	0	0	0	0	兼7	
合計 (122科目)		—	58	153	33				7	6	0	8	0	兼48	
学位又は称号		学士 (工学)		学位又は学科の分野			工学関係								
卒業要件及び履修方法						授業期間等									
卒業単位は124単位以上とする。 ・人文社会科学科目は、必修2単位及び選択8単位以上の合計10単位以上を修得。 ・外国語科目は、英語を必修4単位の他に選択科目(1)、(2)、(3)及び(4)それぞれ2単位以上の合計12単位以上を修得。教養英語Ⅳは選択(1)、(2)、(3)及び(4)のいずれか一つに充てることができる。 ・保健体育科目は、2単位以上を修得。 ・システム科学技術基幹科目は、必修8単位を含む14単位以上を修得。 ・共通基礎科目は、必修12単位、選択必修2単位(解析学Ⅰa、解析学Ⅰbのいずれか1科目)を含む18単位以上(自由科目を除く)を修得。 ・専門科目は、必修科目32単位及び選択必修科目4単位を含む68単位以上(自由科目を除く)を修得。 ・専門科目の選択必修科目のうち、応用数学Ⅰ、応用数学Ⅱから2単位以上を修得。 ・専門科目の選択必修科目のうち、エネルギーシステム工学、輸送機械工学、生産システム工学から2単位以上を修得。 (履修科目の登録の上限:48単位(年間))						1 学年の学期区分			2期						
						1 学期の授業期間			15週						
						1 時限の授業時間			90分						

# 秋田県立大学学則

平成18年 4月 1日

規程第100号

改正 平成18年 8月 2日  
改正 平成18年12月13日  
改正 平成19年 4月 1日  
改正 平成20年 4月 1日  
改正 平成22年 3月10日  
改正 平成22年 4月14日  
改正 平成22年 8月18日  
改正 平成22年 9月 8日  
改正 平成23年 3月 9日  
改正 平成23年12月14日  
改正 平成26年 2月12日  
改正 平成26年 8月 6日  
改正 平成27年 4月 1日  
改正 平成29年 9月13日

## 目次

### 第1章 総則

第1節 目的等（第1条－第6条）

第2節 運営組織（第7条－第22条）

第3節 学年、学期及び休業日（第23条－第25条）

### 第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限（第26条・第27条）

第2節 入学（第28条－第36条）

第3節 授業科目、履修方法等（第37条－第42条）

第4節 休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学及び除籍（第43条－第50条）

第5節 卒業、学位及び教育職員免許（第51条－第52条の2）

第6節 授業料等（第53条）

第7節 福利厚生施設（第54条）

第8節 賞罰（第55条・第56条）

第9節 研究生、科目等履修生、高校生科目等履修生、聴講生、高校生聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生（第57条－第62条）

### 第3章 共同研究及び受託研究（第63条）

第4章 大学開放（第64条）

第5章 補則（第65条）

附則

第1章 総則

第1節 目的等

（目的）

第1条 秋田県立大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神にのっとり、次代を担う有為な人材を育成するとともに、開かれた大学として地域の持続的発展に貢献することを目的とする。

2 第3条に規定する学部、学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、別に定める。

（自己評価）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究の活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 本学に、前項の点検及び評価を行うため、秋田県立大学自己評価委員会を置く。

3 秋田県立大学自己評価委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（学部、学科、入学定員及び収容定員）

第3条 本学にシステム科学技術学部及び生物資源科学部を置く。

2 前項に規定する学部には置く学科並びにその入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学 科	入学定員	収容定員
システム科学技術学部	機械工学科	60人	240人
	知能メカトロニクス学科	60人	240人
	情報工学科	40人	160人
	建築環境システム学科	40人	160人
	経営システム工学科	40人	160人
生物資源科学部	応用生物科学科	40人	160人
	生物生産科学科	40人	160人
	生物環境科学科	30人	120人
	アグリビジネス学科	40人	160人

（大学院）

第3条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

（総合科学教育研究センター）

第4条 本学に教養教育、語学教育、保健体育教育、情報教育その他の各学部に通ずる教育及び研究を行うための組織として総合科学教育研究センターを置く。

（地域連携・研究推進センター）

第4条の2 本学に、学術研究の推進、知的財産の管理、地域における科学技術の発展及び産

業の振興に資するための組織として、地域連携・研究推進センターを置く。

(附属施設)

第5条 本学に研究施設として、木材高度加工研究所を附置する。

2 本学に附属の施設として、図書・情報センターを置く。

3 附属の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(学部の附属施設)

第5条の2 生物資源科学部に、同学部の教育、研究及び地域貢献を推進するための附属の施設として、フィールド教育研究センター及びバイオテクノロジーセンターを置く。

(事務局)

第6条 本学に、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2節 運営組織

(職員)

第7条 本学に学長、教授、准教授、助教、助手、事務職員、技術職員その他の必要な職員を置く。

2 本学に、必要に応じ、副学長を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(学部長及び学科長)

第8条 学部に学部長を置き、当該学部の教授をもって充てる。

2 学部の学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。

3 学部長は、学部の校務をつかさどり、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

4 学科長は、学科の校務をつかさどり、学部長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(総合科学教育研究センター長)

第9条 総合科学教育研究センターに総合科学教育研究センター長を置き、当該センターの教授をもって充てる。

(地域連携・研究推進センター長)

第10条 地域連携・研究推進センターに地域連携・研究推進センター長を置き、理事をもって充てる。

(図書・情報センター長)

第11条 図書・情報センターに図書・情報センター長を置き、理事をもって充てる。

(木材高度加工研究所長)

第12条 木材高度加工研究所に木材高度加工研究所長を置き、教授をもって充てる。

(学生部長)

第13条 本学に学生部長を置き、理事をもって充てる。

(フィールド教育研究センター長)

第13条の2 フィールド教育研究センターにフィールド教育研究センター長を置き、生物資源科学部の教授をもって充てる。

(バイオテクノロジーセンター長)

第13条の3 バイオテクノロジーセンターにバイオテクノロジーセンター長を置き、生物資源科学部の教授をもって充てる。

(学長等の選考の方法等)

第14条 学長、副学長及び第8条から前条までに掲げる者の選考の方法、任期その他必要な事項については、別に定める。

(事務局長)

第15条 事務局に事務局長を置く。

(名誉教授)

第16条 本学の創設若しくは発展に寄与した者又は本学に多年にわたり勤務した者であつて、教育上又は学術研究上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授等)

第17条 本学に客員教授、客員准教授及び客員研究員を置くことができる。

2 客員教授、客員准教授及び客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第18条 学部及び木材高度加工研究所に教授会を置く。

2 学部に置く教授会は、学部に所属する専任の教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授その他の職員を加えることができる。

3 学部に置く教授会は、学部に関する次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学科目又は講座及び授業科目の種類及び編成に関する事項

二 学生の入学、休学、復学、転学、留学、退学(第4号に係るものを除く。)、除籍、卒業その他の身分に関する事項

三 学生の厚生補導に関する事項

四 学生の賞罰に関する事項

五 学位に関する事項

六 学科その他の機関の連絡調整に関する事項

七 その他学部の教育及び研究に関する重要な事項

4 木材高度加工研究所に置く教授会は、木材高度加工研究所に所属する教授をもって組織する。ただし、必要に応じ、准教授その他の職員を加えることができる。

5 木材高度加工研究所に置く教授会は、木材高度加工研究所の研究に関する重要な事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

6 教授会は、第3項及び前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

7 前各項に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(代議員会)

第19条 教授会に、その権限に属する事項のうち特定のもの審議するため、教授会を組織する教授のうちの一部の者をもって組織する代議員会を置くことができる。

2 教授会があらかじめ委任した事項については、代議員会の議決をもって教授会の議決とすることができる。

3 前二項に定めるもののほか、代議員会に関し必要な事項は、別に定める。

(総合科学教育研究センター協議会)

第20条 総合科学教育研究センターに総合科学教育研究センター協議会を置く。

2 総合科学教育研究センター協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 総合科学教育研究センター長
- 二 総合科学教育研究センターに所属する教授2名
- 三 総合科学教育研究センターに所属する教員で学長が指定した者
- 四 各学部ごとに所属する教授2名
- 五 その他学長が指定した者

3 総合科学教育研究センター協議会は、総合科学教育研究センターに関する次に掲げる事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 授業科目の種類及び編成に関する事項
- 二 その他総合科学教育研究センターの教育及び研究に関する重要な事項

4 前三項に定めるもののほか、総合科学教育研究センター協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(地域連携・研究推進センター協議会)

第21条 地域連携・研究推進センターに地域連携・研究推進センター協議会を置く。

2 地域連携・研究推進センター協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 地域連携・研究推進センター長
- 二 地域連携・研究推進センターに所属する専任の教授
- 三 各学部の各学科ごとに所属する教授1名
- 四 総合科学教育研究センターに所属する教授1名
- 五 木材高度加工研究所に所属する教授1名
- 六 事務局長
- 七 その他学長が指定した者

3 地域連携・研究推進センター協議会は、地域連携・研究推進センターに関する次に掲げる事項を審議する。

- 一 事業計画に関する事項

二 その他地域連携・研究推進センターの運営に関する重要な事項

4 前三項に定めるもののほか、地域連携・研究推進センター協議会に関し必要な事項は別に定める。

(フィールド教育研究センター協議会)

第21条の2 フィールド教育研究センターにフィールド教育研究センター協議会を置く。

2 フィールド教育研究センター協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 フィールド教育研究センター長

二 フィールド教育研究センターに所属する第7条に規定する職員2名

三 生物資源科学部の学科ごとに所属する教授1名

四 大潟キャンパスリーダー

五 その他学長が指定した者

3 フィールド教育研究センター協議会は、フィールド教育研究センターに関する次に掲げる事項を審議する。

一 事業計画に関する事項

二 その他フィールド教育研究センターの運営に関する重要な事項

4 前三項に定めるもののほか、フィールド教育研究センター協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(バイオテクノロジーセンター協議会)

第21条の3 バイオテクノロジーセンターにバイオテクノロジーセンター協議会を置く。

2 バイオテクノロジーセンター協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

一 バイオテクノロジーセンター長

二 生物資源科学部の学科ごとに所属する教授又は准教授1名

三 木材高度加工研究所から教授又は准教授1名

四 秋田キャンパス統括リーダー

五 その他学長が指定した者

3 バイオテクノロジーセンター協議会は、バイオテクノロジーセンターに関する次の事項を審議する。

一 事業計画に関する事項

二 その他バイオテクノロジーセンターの運営に関する重要な事項

4 前三項に定めるもののほか、バイオテクノロジーセンター協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第22条 本学に、必要に応じ、委員会を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第23条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第24条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認める場合は、授業科目の開始日を別に定めることができる。

(休業日)

第25条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特に必要がある場合は、これを変更し、臨時に休業日を設け、又は休業日においても授業を行うことができる。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

三 春季休業日

四 夏季休業日

五 冬季休業日

六 開学記念日（6月5日）

2 前項第三号から第五号に掲げる休業日については、毎年度、学長が別に定める。

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第26条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第27条 学生は、8年（第33条から第35条までの規定により入学した学生、第47条第1項の規定により転学部若しくは転学科した学生にあつては、それぞれ第36条、第47条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数）を超えて在学することができない。

### 第2節 入学

(入学の時期)

第28条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次の各号に掲げる者の入学の時期は、当該各号に定める時期とすることができる。

一 第57条第1項の規定により入学を許可された研究生 各月の初日

二 第58条第1項の規定により入学を許可された科目等履修生、第59条第1項の規定により入学を許可された聴講生その他特別の理由があると学長が認める者 後期の始め

三 第60条第1項の規定により入学を許可された特別聴講学生 学長が入学を許可した日



(入学資格)

第29条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
  - 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
  - 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - 六 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条第4号の文部科学大臣の指定した者
  - 七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
  - 八 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者で、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - 九 本学において、入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、高等学校に2年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、別に定める分野において特に優れた資質を有すると認められる者を、本学に入学させることができる。

(入学の志願の手続)

第30条 本学への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、別に定める書類を添えた入学願書を学長に提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第31条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第32条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について、教授会の議を経て、入学を許可する。この場合において、公立大学法人秋田県立大学学生納付金規程(公立大学法人秋田県立大学規程第13号。以下「学生納付金規程」という。)の定めるところにより入学料の減免又は分割徴収若しくは徴収の猶予を願い出た者は、入学料を納付した者とみなす。

(編入学)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者で本学への入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の議を経て、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- 一 大学を卒業し、又は退学した者
- 二 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- 三 専修学校の専門課程を修了した者

(再入学)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者で本学の同一の学科に再入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可することができる。

- 一 第49条第1項の規定により退学を許可された者
- 二 第49条第2項の規定により退学となった者で、当該未納であった授業料を完納したものの

(転入学)

第35条 他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）に在学している学生で本学への転入学を志願するものがあるときは、欠員の状況等により、教授会の議を経て、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第36条 前三条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

### 第3節 授業科目、履修方法等

(授業科目)

第37条 本学の授業科目は、次に掲げる科目に区分する。

- 一 履修により修得した単位数を卒業の認定のために修得が必要な単位数のうちに加えることができる科目（以下「卒業単位認定科目」）でその履修を義務付けられているもの（以下「必修科目」という。）
- 二 卒業単位認定科目で選択によりその履修をすることができるもの（以下「選択科目」という。）
- 三 選択により履修をすることができるが、卒業単位認定科目とはならない科目（以下「自由科目」という。）

2 前項の授業科目の種類及びその単位数並びに学生が修得すべき単位数並びに授業科目の配当年次、履修方法等は、別に定める。

(単位の計算方法)

第38条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に

必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習、実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮した時間の授業を持って1単位とする。

(単位の授与)

第39条 授業科目を履修した者の当該科目の修了の認定は、原則として試験によるものとし、その試験に合格した学生には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第40条 前条の試験の成績は、優、良、可及び不可をもって表し、優、良及び可を合格とし、不可を不合格とする。ただし、教授会が適当と認めた科目の成績は、合格及び不合格をもって表すことができる。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第41条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学等との協議に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認めることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第41条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第2項の規定による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第42条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学等又は外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む。)を本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、第41条第2項及び前条第2項の規定による単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第4節 休学、復学、転学、転学部、転学科、留学、退学及び除籍

(休学)

第43条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができない学生について、その者の願い出により、教授会の議を経て、休学を許可することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でない認められる学生について、教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第44条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、学長は、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学の期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、第26条に規定する修業年限及び第27条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第45条 学長は、第43条の規定により休学した学生について、休学の期間が満了したとき、又は休学の期間中にその理由が消滅したときは、その者の願い出により、教授会の議を経て、復学を許可することができる。

(転学)

第46条 他の大学等に入学をすることを志願する学生は、学長の許可を受けなければならない。

(転学部及び転学科)

第47条 学長は、他の学部への転学部又は同一学部の他の学科への転学科を志願する学生があるときは、欠員等の状況により、教授会の議を経て、選考の上、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て転学部又は転学科をした学生の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(留学)

第48条 学長は、外国の大学又は短期大学に留学をすることを志願する学生があるときは、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 前項の許可を得て留学をした期間は、第26条に規定する修業年限及び第27条に規定する在学年限に算入する。

3 第41条第2項の規定は、第1項の規定により学生が外国の大学又は短期大学に留学をする場合に準用する。

(退学)

第49条 学長は、退学しようとする者について、その願い出により、教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 学長は、授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者を、教授会の議を経て、退学にすることができる。

(除籍)

第50条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を、教授会の議を経て、除籍をすることができる。

- 一 第27条に規定する在学年限を超えた者
- 二 第44条第1項又は第2項に規定する休学の期間を超えてなお復学することができない者
- 三 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の旨届出のあった者

#### 第5節 卒業、学位及び教育職員免許

(卒業)

第51条 本学に4年(第33条から第35条までの規定により入学した学生、第47条第1項の規定により転学部若しくは転学科をした学生にあつては、それぞれ第36条、第47条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の授業科目を履修し、及び別に定めるところにより124単位以上の単位を修得した学生については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、前項の規定により卒業を認定した学生に対し、卒業証書を授与する。
- 3 卒業の時期は、学年又は前期の終わりとする。

(学位記及び学位)

第52条 卒業した者には、学位記を交付し、及び次の学部の区分に従い学位を授与する。

システム科学技術学部 学士(工学)

生物資源科学部

応用生物科学科、生物

生産科学科及び生物環

境科学科

学士(生物資源科学)

アグリビジネス学科

学士(農学)

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許)

第52条の2 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める単位を修得しなければならない。

- 2 本学において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

学部	学科等	免許状の種類	免許教科
システム科学技術学部	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	知能メカトロニクス学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	情報工学科	高等学校教諭一種免許状	情報
	建築環境システム学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	経営システム工学科	高等学校教諭一種免許状	工業

生物資源科学部	応用生物科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	生物生産科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	生物環境科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	アグリビジネス学科		高等学校教諭一種免許状	農業

3 第1項の資格の取得に必要な授業科目は、別に定める。

#### 第6節 授業料等

第53条 本学の授業料、入学料及び入学検定料の額並びにこれらの徴収方法は、学生納付金規程の定めるところによる。

#### 第7節 福利厚生施設

第54条 本学に、学生の福利厚生に資するため、保健室、学生相談室その他の福利厚生施設を置く。

2 福利厚生施設に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第8節 賞罰

(表彰)

第55条 学長は、他の模範となる学生を、教授会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第56条 学長は、この学則若しくは本学の諸規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、教授会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 停学の期間は、第26条に規定する修業年限及び第27条に規定する在学年限に算入する。

#### 第9節 研究生、科目等履修生、高校生科目等履修生、聴講生、高校生聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第57条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、本学の教育及び研究に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1年以内の期間とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を延長することができる。

(科目等履修生)

第58条 学長は、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 科目等履修生の履修期間は、1年以内の期間とする。

4 科目等履修生には、第39条及び第40条の規定を準用して単位を与えることができる。  
(高校生科目等履修生)

第58条の2 学長は、高等学校又はその専攻科に在学する生徒で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、高校生科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、履修しようとする授業科目に関する修得の見込等について、在学する高等学校長の推薦が得られる者とする。

3 高校生科目等履修生の履修期間は、1年以内の期間とする。

4 高校生科目等履修生には、第39条及び第40条の規定を準用して単位を与えることができる。

(聴講生)

第59条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 第58条第2項及び第3項の規定は、聴講生に準用する。

(高校生聴講生)

第59条の2 学長は、高等学校又はその専攻科に在学する生徒で、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の議を経て、選考の上、高校生聴講生として入学を許可することができる。

2 第58条の2第2項及び第3項の規定は高校生聴講生に準用する。

(特別聴講学生)

第60条 学長は、他の大学等に在学している学生で本学において授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教授会の議を経て、当該他の大学等との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生には、第39条及び第40条の規定を準用して単位を与えることができる。

(外国人留学生)

第61条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学することを志願するものがあるときは、教授会の議を経て、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に対しては、第37条の規定にかかわらず、日本語及び日本事情に関する授業科目を設けることができる。

(研究生等に関する規定)

第62条 第57条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

### 第3章 共同研究及び受託研究

第63条 本学の学術研究に資するため、学長の承認を得て、民間会社、地方公共団体その他の法人（以下「民間会社等」という。）の研究者との共同研究及び民間会社等からの受託研究を行うことができる。

2 共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

### 第4章 大学開放

第64条 広く県民に高度な教育の機会を提供し、地域文化の発展に寄与するため、公開講座の開催その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 大学開放の事業に関し必要な事項は、別に定める。

### 第5章 補則

第65条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

### 附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度から平成20年度までの間における各年度の秋田県立大学生物資源科学部アグリビジネス学科の収容定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成18年度の収容定員	平成19年度の収容定員	平成20年度の収容定員
40人	80人	120人

- 3 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間に本学に置かれる職員は、第7条第1項の規定にかかわらず、秋田県立大学条例施行規則等を廃止する規則（平成18年秋田県規則第14号）により廃止された秋田県立大学学則（平成11年秋田県規則第50号）第7条第1項の例による。

### 附 則（平成18年8月2日改正）

- 1 この規程は、平成18年8月2日から施行する。
- 2 この規程による改正後の秋田県立大学学則第5条の2の規定は、平成18年4月1日から適用する。

### 附 則（平成18年12月13日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。



附 則（平成19年4月1日改正）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日改正）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月10日改正）

この規程は、平成22年3月10日から施行する。

附 則（平成22年4月14日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年8月18日改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月8日改正）

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月9日改正）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月14日改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月12日改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月6日改正）

この規程は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月13日改正）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年度から平成32年度までの間における各年度の秋田県立大学システム科学技

術学部機械工学科、知能メカトロニクス学科及び情報工学科の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科	平成30年度	平成31年度	平成32年度
機械工学科	60人	120人	180人
知能メカトロニクス学科	60人	120人	180人
情報科学科	40人	80人	120人

3 秋田県立大学システム科学技術学部機械知能システム学科及び電子情報システム学科は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に編入学、再入学、転入学、転学部又は転学科する者（以下「本学入学者等」という。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 平成30年度から平成32年度までの間における各年度の秋田県立大学システム科学技術学部機械知能システム学科及び電子情報システム学科の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科	平成30年度	平成31年度	平成32年度
機械知能システム学科	240人	160人	80人
電子情報システム学科	240人	160人	80人

5 本学在学者及び本学入学者等が本学の教職課程において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科については、改正後の第52条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

秋田県立大学学則の一部改正について

平成29年9月13日

教 育 本 部

1. 改正理由：平成30年度からのシステム科学技術学部の学科改組（機械知能システム学科、電子情報システム学科の学生募集を停止し、新たに機械工学科、知能メカトロニクス学科、情報工学科を設置）に伴い、学科名、入学定員、収容定員並びに教職課程の免許状の種類及び免許教科について、所要の規定の整備を行う。
2. 主な改正内容：①平成30年度に新設予定の3学科（機械工学科、知能メカトロニクス学科、情報工学科）について、当該各学科の入学定員、収容定員を新たに規定するとともに、廃止予定の2学科（機械知能システム学科、電子情報システム学科）に係る同規定を削除する。（第3条第2項関係）  
 ②平成30年度に新設予定の3学科について、当該各学科の教職課程において取得できる教育職員の免許状の種類、免許教科を新たに規定するとともに、廃止予定の2学科に係る同規定を削除する。（第52条の2第2項関係）  
 ③附則に新設予定の3学科及び廃止予定の2学科に係る平成30年度から平成32年度までの間における収容定員を規定する。併せて、廃止予定の3学科及び当該各学科に在学する者に係る経過措置を規定する。（附則第2～第5関係）
3. 施行期日：平成30年4月1日とする。
4. 新旧対照表

(1) 秋田県立大学学則（平成18年4月1日 規程第100号）

新	旧
秋田県立大学学則	秋田県立大学学則
平成18年 4月 1日 規程第100号	平成18年 4月 1日 規程第100号
改正 平成18年 8月 2日	改正 平成18年 8月 2日
～	～
改正 平成26年8月6日省略	改正 平成26年8月6日省略
改正 平成27年 4月 1日	改正 平成27年 4月 1日
改正 <u>平成29年 9月13日</u>	<hr/>
第1条～第2条 省略	第1条～第2条 省略
第3条 本学にシステム科学技術学部及び生物資源科学部を置く。	第3条 本学にシステム科学技術学部及び生物資源科学部を置く。
2 前項に規定する学部に置く学科並びにその入学定員及び収容定員	2 前項に規定する学部に置く学科並びにその入学定員及び収容定員

は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
システム科学技術学部	(削除)		
	(削除)		
	機械工学科	60人	240人
	知能メカトロニクス学科	60人	240人
	情報工学科	40人	160人
	建築環境システム学科	40人	160人
	経営システム工学科	40人	160人
生物資源科学部	応用生物科学科	40人	160人
	生物生産科学科	40人	160人
	生物環境科学科	30人	120人
	アグリビジネス学科	40人	160人

第3条の2～第52条 省略

第52条の2 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする

学部	学科等	免許状の種類	免許教科
システム科学技術学部	(削除)		
	(削除)		
	機械工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	知能メカトロニクス学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	情報工学科	高等学校教諭一種免許状	情報

は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
システム科学技術学部	機械知能システム学科	80人	320人
	電子情報システム学科	80人	320人
	(新設)		
	(新設)		
	(新設)		
	建築環境システム学科	40人	160人
	経営システム工学科	40人	160人
生物資源科学部	応用生物科学科	40人	160人
	生物生産科学科	40人	160人
	生物環境科学科	30人	120人
	アグリビジネス学科	40人	160人

第3条の2～第52条 省略

第52条の2 教育職員の免許状を受ける資格を取得しようとする学生は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする

学部	学科等	許状の種類	免許教科	
システム科学技術学部	機械知能システム学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		工業コース	高等学校教諭一種免許状	工業
	電子情報システム学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		工業コース	高等学校教諭一種免許状	工業
	(新設)			
	(新設)			
	(新設)			

	建築環境システム学科		高等学校教諭一種免許状	工業
	経営システム工学科		高等学校教諭一種免許状	工業
生物資源科学部	応用生物科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	生物生産科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	生物環境科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
アグリビジネス学科		高等学校教諭一種免許状	農業	

3 第1項の資格の取得に必要な授業科目は、別に定める。

第53条～第65条 省略

附 則（平成18年4月1日制定）～

附則（平成27年4月1日改正） 省略

附 則（平成29年9月13日改正）

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年度から平成32年度までの間における各年度の秋田県立大学システム科学技術学部機械工学科、知能メカトロニクス学科及び情報工学科の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科	平成30年度	平成31年度	平成32年度
機械工学科	60人	120人	180人
知能メカトロニクス学科	60人	120人	180人
情報工学科	40人	80人	120人

3 秋田県立大学システム科学技術学部機械知能システム学科及び電子情報システム学科は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日に本学に在学する者（以下「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に編入学、再入学、転入学、転学部又は転学科する者（以下「本学入学者等」という。）が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

4 平成30年度から平成32年度までの間における各年度の秋田県立

	建築環境システム学科		高等学校教諭一種免許状	工業
	経営システム工学科		高等学校教諭一種免許状	工業
生物資源科学部	応用生物科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	生物生産科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
	生物環境科学科	理科コース	高等学校教諭一種免許状	理科
		農業コース	高等学校教諭一種免許状	農業
アグリビジネス学科		高等学校教諭一種免許状	農業	

3 第1項の資格の取得に必要な授業科目は、別に定める。

第53条～第65条 省略

附則（平成18年4月1日制定）～

附則（平成27年4月1日改正） 省略

（新設）

大学システム科学技術学部機械知能システム学科及び電子情報システム学科の収容定員は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

<u>学科</u>	<u>平成30年度</u>	<u>平成31年度</u>	<u>平成32年度</u>
<u>機械知能システム学科</u>	<u>240人</u>	<u>160人</u>	<u>80人</u>
<u>電子情報システム学科</u>	<u>240人</u>	<u>160人</u>	<u>80人</u>

5 本学在学者及び本学入学者等が本学の教職課程において取得できる教育職員の免許状の種類及び免許教科については、改正後の第52条の2第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。